附　則

1　この基準は、平成20年８月１日から適用する。

附　則（平成21年６月16日改正）

1　この基準は、平成21年８月１日から適用する。

2　平成22年７月31日までの電話帳発行分については、原稿締切り期日、掲載契約期間等の相当の理由により、出稿審査の時間をとる事が困難な場合は、広告出稿審査の申請及び協会承認番号の取得を要しないものとする事ができる。ただし、協会へ「媒体社による審査完了報告書」を、媒体審査終了後、速やかに提出するものとする。

なお、平成22年８月１日以降の電話帳発行分については、協会承認番号の取得は必須とする。

附　則（平成22年６月11日改正）

1　この基準は、平成22年６月18日から適用する。

行政協力事務規則

（目的）

第１条　この規則は、日本貸金業協会（以下「本協会」という。）が、貸金業法（以下「法」という。）第41条の８の規定に基づく事務（以下「行政協力事務」という。）を、適切に執行するため、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　この規則においては、本協会の主たる事務所を、本協会（本部）という。

（所掌）

第３条　行政協力事務の運用は、総務委員会が所掌する。

（委託）

第４条　本協会は、行政庁から委託を受け行政協力事務を執行する。

（委託協定）

第５条　前条の委託は、本協会と行政庁との間で協定書を締結するものとする。

2　委託協定書の締結、更新又は変更に係る事務は、本協会（本部）が委託元行政庁と行う。

3　委託協定書を締結するにあたっては、公正かつ透明性を確保するよう留意するものとする。

（委託事務に係る対象者）

第６条　本協会は、第９条に規定する行政協力事務を、本協会の協会員分についてのみこれを受託する。ただし、非協会員分について、行政庁から別に定める委託費を受けるときは、受託することを妨げない。

（行政庁への誘導）

第７条　本協会は、非協会員に対し、協力事務に係る書類を、当該者の登録先行政庁に提出するよう促すものとする。ただし、行政庁から非協会員分について委託費を受け受託している場合はこの限りでない。

（非協会員についての特約）

第８条　第６条本文に基づき締結する委託協定書において、本協会が本協会の非協会員である者から、行政協力事務の執行について特段の要請を受けたときは、同条ただし書きの行政庁からの委託費に代えて、当該者から手数料を徴収し、これを執行することができるとの特約を設けることができる。

2　前項に規定する手数料の単価は、第６条ただし書に規定する委託費の単価と同額とする。

（種類）

第９条　本協会が執行する行政協力事務は、次の各号に掲げる事務とする。

一　貸金業の登録の申請書類の受付及びその付帯業務（法第４条）

二　貸金業の変更の届出書類の受付及びその付帯業務（法第８条）

三　廃業等の届出書類の受付及びその付帯業務（法第10条第１項）

四　貸金業を開始し、休止し又は再開したときの届出書類の受付及びその付帯業務（法第24条の６の２第１号）

五　指定信用情報機関と信用情報提供契約を締結したとき、又は当該信用情報提供契約を終了したときの届出書類の受付及びその付帯業務（法第24条の６の２第２号）

六　純資産額が貸金業の業務を適正に実施するため必要かつ適当なものとして貸金業法施行令（以下の各号において「施行令」という。）で定める金額に満たない（資金需要者等の利益を損なうおそれがないものとして内閣府令で定める事由がある者を除く。）ことを知ったときの届出書類の受付及びその付帯業務（法第24条の６の２第３号）

七　事業報告書の受付及びその付帯業務（法第24条の６の９）

八　行政庁から提出を命じられた業務に関する報告（業務報告書に限る）又は資料の受付及びその付帯業務（法第24条の６の10）

九　貸金業の登録の更新の申請書類の受付及びその付帯業務（貸金業法施行規則（以下の各号において「規則」という。）第５条）

十　貸金業者が、成年被後見人又は被保佐人に該当することになったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第１号）

十一　貸金業者が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者に該当することになったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第１号）

十二　貸金業者が、法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和47年法律第102号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定（同法第32条の２第７項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第12条の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者に該当することになったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第１号）

十三　貸金業者が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者に該当することになったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第１号）

十四　貸金業者が、貸金業に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者に該当することになったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第１号）

十五　貸金業者が、営業所又は事務所について、法第12条の３に規定する要件を欠くことになったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第１号）

十六　貸金業者が未成年者である場合における法定代理人、役員又は重要な使用人が、成年被後見人又は被保佐人に該当することになった事実を知ったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第２号）

十七　貸金業者が未成年者である場合における法定代理人、役員又は重要な使用人が、禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者に該当することになった事実を知ったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第２号）

十八　貸金業者が未成年者である場合における法定代理人、役員又は重要な使用人が、法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）、旧貸金業者の自主規制の助長に関する法律（昭和47年法律第102号）若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）の規定（同法第32条の２第７項の規定を除く。）に違反し、又は貸付けの契約の締結若しくは当該契約に基づく債権の取立てに当たり、物価統制令（昭和21年勅令第118号）第12条の規定に違反し、若しくは刑法（明治40年法律第45号）若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者に該当することになった事実を知ったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第２号）

十九　貸金業者が未成年者である場合における法定代理人、役員又は重要な使用人が、暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者に該当することになった事実を知ったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第２号）

二〇　貸金業者が未成年者である場合における法定代理人、役員又は重要な使用人が、貸金業に関して不正又は不誠実な行為をする恐れがあると認めるに足りる相当の理由がある者として内閣府令で定める者に該当することになった事実を知ったときの届出書類の受付及びその付帯業務（規則第26条の25第１項第２号）